

春風小学校PTA規約

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は、西宮市立春風小学校PTAと称し、事務所を春風小学校内に置く。

第二章 目的及び活動

第二条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を遂げるため、次の各項にもとづき活動をする。

1. よい保護者、よい教師となるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密なる連絡を保ち、児童の生活を補導し、環境の浄化に努める。
3. 保護者と教師の親睦と理解に努める。

第三条の二 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別に定める「個人情報取扱規定」により、適正に運用するものとする。

第三章 方針

第四条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、他の団体の支配や干渉を受けない。

第四条の二 本会は、児童の幸福及び福祉のために、活動する他の団体及び機関と協力する。

第四条の三 本会は、特定の政党や、宗教にかたよることなく、この会又はこの会の役員の名によって、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第四条の四 本会は、直接に学校の経営管理や、教職員の人事に干渉しない。

第四章 会員

第五条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

1. 春風小学校に在籍する児童の保護者
2. 春風小学校に勤務する教職員

第五条の二 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第五条の三 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第五条の四 会費は、一家庭につき月額250円（年額2750円）を納入する。ただし、全額或いは一部を減免する場合がある。

第五章 経 理

第六条 本会の活動に要する経費は、会費並びに事業収入、寄付金をもって支弁する。ただし、各種事業の資金の獲得の種類の設定は、委員総会において、多数決の承認を必要とし、実施の結果を総会に報告する。

第七条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第八条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第九条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終る。

第六章 役員と任務

第十条 本会の役員は、次のとおり保護者より選出する。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書 記 | 2名 |
| (4) 会 計 | 2名 |

第十条の二 会長・副会長・書記・会計の選出は、役員選出部が別に定める役員選出規定にしたがって選出し、結果を総会で報告する。

第十一条 役員任期は、1年とし、原則として同一役職の再任は、1年とする。

第十一条の二 役員に欠員が生じた時は、必要に応じて役員を選出し、委員総会の了承を得るものとする。この場合の選出方法については会長に一任する。

第十二条 会長は、次の職務を行う。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
2. 各部の委員の意見を聞き、部長を委嘱する。
3. すべての集会に出席して、意見を述べることができる。ただし、会計監査委員の集会を除く。

第十三条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は代理を務める。

第十四条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会及び評議員会の議事及び、本会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. この会の庶務を行う。

第十五条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 予算の立案について協力する。
3. 学期毎に、会計監査委員の監査を受け、総会において、決算報告する。

第七章 学年委員及び地区委員

- 第十六条 1. 学年委員は、各学年の保護者より選出された者と、担当の教師で構成される。
2. 地区委員は、各地区より1名を選出し、愛護部に属する。
 3. 各委員の任期は1年とし、再任は、原則として1年とする。

第十六条の二 各委員の選出は別途申し合わせにより行う。

第八章 会計監査委員

第十七条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第十八条 会計監査委員は、総会において選出する。

第十九条 会計監査委員は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

第二十条 会計監査委員は、役員並びに委員を兼ねることはできない。

第二十一条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第九章 総 会

第二十二條 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第二十三條 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第二十四條 定期総会は、年1回開催する。

第二十四條の二 臨時総会は、評議員会が必要と認めた時または、会員の10分の1以上の要求があった時開催する。

第二十四條の三 定期総会及び臨時総会は、会員が認めた方法で開催することができる。

第二十五條 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数にて決定する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第二十五條の二 会員の出席を伴わずに総会を行う時は、書面により各会員の意思を確認し、提出された書面をもって出席に読み替えるものとする。

第十章 評議員会

第二十六條 評議員会は、役員・各部長・校長・教頭で構成し、重要な事業を企画し、予算を立案する。

第十一章 削除

第二十七條 削除

第十二章 部 会

第二十八條 本会の事業を遂行するため次の部会を設ける。

- (1) 学年部
- (2) 調査広報部
- (3) 保体教養部
- (4) 人権教育推進部
- (5) 役員選出部
- (6) 愛護部

第二十九條 部会は、部長1名（保護者）、副部長2名（保護者）1名、教師1

名)及び部員にて構成し、部長・副部長は、所属部員の互選によって決定する。

第十三章 委員総会

第三十条 委員総会は、役員・校長・教頭・委員で構成し、総会に準ずる本会の決議機関である。

第三十一条 委員総会は、原則として年1回開催する。

第三十一条の二 臨時委員総会は、必要が生じた時に開催することができる。

第三十一条の三 委員総会及び臨時委員総会は、会員が認めた方法で開催することができる。

第三十二条 削除

第十四章 改正

第三十三条 この規約は、委員総会出席者の過半数を得て、総会に提出して改正することができる。

付 記 この規約は、昭和 59 年 5 月 12 日をもって効力を発する。

この規約は、平成 11 年 1 月 21 日一部改正。

この規約は、平成 16 年 10 月 4 日一部改正。

この規約は、平成 26 年 5 月 7 日一部改正。

この規約は、平成 28 年 5 月 9 日一部改正。

この規約は、平成 29 年 5 月 10 日一部改正。

この規約は、平成 30 年 5 月 7 日一部改正。

この規約は、令和 5 年 5 月 11 日一部改正し、遡って 4 月 1 日から適用する。

この規約は、令和 6 年 5 月 10 日一部改正し、遡って 4 月 1 日から適用する。

春風小学校PTA 役員選出規定

(役員選出規定)

第1条 本規定は、春風小学校PTAの役員のうち、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名を選出するために、定めるものである。

(役員選出部の設置等)

第2条 本会の役員選出にあたり、選出の一切の事務をとり行うため、役員選出部を置く。

第2条の2 役員選出部は、各学年から選出された委員と、校長・教頭で構成し、部長1名・副部長1名(教職員は除く)を互選する。

第2条の3 役員選出部員は、候補者から外す。

第2条の4 役員選出の抽選が行われる場合は、役員選出部員も他の会員同様に抽選の対象となる。ただし、立候補した場合には、同時に役員選出部員を降任する。

(役員選出の方法)

第3条 役員の選出にあたっては、役員選出部で役員の候補者を選出し、就任を依頼し、承諾を得る。

(選出結果の報告)

第4条 役員選出部は、選出された会長・副会長・書記・会計を総会において報告する。

(役員選出の対象者)

第5条 役員をしたものは、それ以降の委員活動(学年部・調査広報部・保体教養部・人権教育推進部・役員選出部・愛護部)を免除することができる。

第5条の2 補導委員は、役員同様、それ以降の委員活動を免除することができる。

第5条の3 愛護部の部長をしたものは役員同様、それ以降の委員活動を免除することができる。

(改正)

第6条 この規定は、委員総会出席者の過半数の賛成を得て、改正することができる。

付 記 この規定は、昭和57年12月6日をもって効力を発する。
この規定は、昭和58年11月18日一部改正。
この規定は、平成11年5月12日一部改正。
この規定は、平成16年10月4日一部改正。
この規定は、平成17年4月26日一部改正。
この規定は、平成18年4月28日一部改正。
この規定は、平成22年5月12日一部改正。
この規定は、平成26年2月18日一部改正。
この規定は、平成29年5月10日一部改正。
この規定は、令和5年4月28日一部改正。
この規定は、適用以前に役員等を務めたものについて、遡って適用するものとする。

春風小学校 慶弔規定

1. 児童・会員・本校職員が死亡した時は、5千円の香料を供えて、弔意を表する。
2. 児童・会員・本校職員が火災にあった場合並びに、これに類する場合は、会長は、評議員会にはかり、協議の上、見舞金（又は物品）を贈る。
3. 地区各種団体長（各福社会長を含む）、民生児童委員、保護司、本校職員の家族が死亡された場合は、3千円(税抜き)の香料又は、供花を供えて、弔意を表する。
4. 上記以外の場合及び、特別の場合は、評議員会または、役員会で決める。
5. 上記慶弔が生じた場合は、原則として、会長、または副会長が、会を代表して慶弔の意を表わす。

付 記 この規定は、昭和59年4月1日をもって効力を発する。
 この規定は、平成7年5月一部改正。
 この規定は、平成23年5月一部改正。
 この規定は、平成26年12月一部改正。
 この規定は、平成27年3月一部改正。

春風小学校 旅費規定

1. この規定は、PTA活動推進のため出張する会員に対し、支給する必要事項を定める。
2. 旅費の交通費は、目的地までの電車・バス代とし、その最少料金を支払う。
3. 旅費の日当は、会合と所要時間の計が、5時間を超える時、食事代を支払う。
4. 旅費は、出張前後に、各部長か副部長、会長か副会長が了承していること。
5. 会長は、本規定の適用と著しく実情が異なり、あるいは、旅行者に不当な出費が予想される時は、役員会で協議し、適当な措置をとる。

付 記 この規定は、昭和59年4月1日をもって効力を発する。

春風小学校 個人情報保護規定

(目的)

1. 西宮市立春風小学校 PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

2. 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

3. 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

4. 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員および委員とする。

(秘密保持義務)

5. 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

6. 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

7. 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
 - ① 会費集金、管理、その他の文書の送付
 - ② 会員名簿、委員会名簿の作成および会員への配付
 - ③ PTA 活動をする上で必要な事項

(利用目的による制限)

8. 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

9.
 - ① 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
 - ② 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

10. 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

11. 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

12. 個人情報を第三者(11.①から④の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときには、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 提供する対象者の氏名
- ③ 提供する情報の項目
- ④ 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

13. 第三者(11.①から④の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 第三者が個人情報を取得した経緯
- ③ 提供を受ける対象者の氏名
- ④ 提供を受ける情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報提示等)

14. 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

15. 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

16. 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施または研修の機会を設けるものとする。

(苦情の処理)

17. 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

18. この規定は、委員総会出席者の過半数の賛成を得て、改正することができる。

付 記 この規定は、平成30年5月7日をもって効力を発する。